

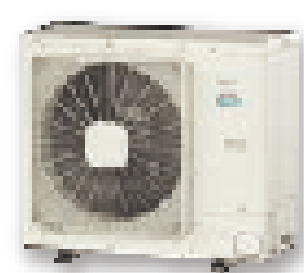
フロン排出抑制法の改正により

2020年  
4月施行

# 建物解体時の 規制が強化されました。

## フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース

など

## 建設・解体業者

### やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

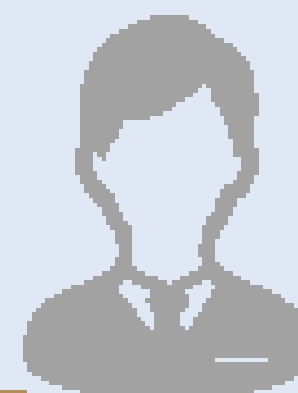
- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者への  
フロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し  
廃棄物・リサイクル業者に  
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

## 工事の発注者



### 改正点

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

## 廃棄物・ リサイクル業者



### 改正点

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。  
 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者\*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。  
**引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!**

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL: 03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL: 03-3501-1511 (内線3711)





建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

## 石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際<sup>※1</sup>は、**資格者等による事前調査<sup>※2</sup>の実施が義務付けられます。**



### 事前調査を行うことができる者



- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※3</sup>
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

**資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。** ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



建物の解体、  
リフォーム工事等の際は

# アスベスト 石綿 使用の有無 工事前の確認が必要です！



工事前に調査をしなくてよいという  
業者は**悪質な業者**です。



埼玉県マスコット  
「コバトン」

## 解体等工事の発注者の責務（大気汚染防止法第18条の15第2項）

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

## 事前調査って誰がするの？

- 建物の解体、リフォーム工事等(解体等工事)を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。
- 工事の元請業者は発注者に事前調査結果の報告を書面で行う必要があります。  
発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。
- 令和5年10月着工の工事からは、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。

## 事前調査でアスベストが見つかった場合どうするの？

- 解体等工事を行う際には、アスベストが周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要となります。
- 吹付けアスベスト(レベル1建材)やアスベスト含有断熱材等(レベル2建材)が使用されていた場合、その建物の解体・リフォーム工事等は作業実施の届出が必要になります。  
⇒ 発注者は作業の開始14日前までに届出を行う必要があります。届出先は裏面をご確認ください。
- 工事の元請業者は工事が完了したら発注者に作業完了の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。

## 事前調査が十分でないとならぬ？

- 事前調査が不十分なために、解体等工事を行う際にアスベストが飛散してしまう可能性があります。  
⇒ アスベストが飛散すると作業員や周辺住民に健康被害が生じるおそれがあります。  
徹底した事前調査と飛散防止対策が重要となります。



# 石綿使用建築物等の解体等工事に 係る関係法令等説明会

無料  
申込制

埼玉県内で解体やリフォーム工事に携わる方向けに石綿関係の法令説明会を開催します！！

大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策について

(講演:環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室)

内容

建築物の改修工事、解体工事の際の石綿対策について

(講演:埼玉労働局労働基準部健康安全課)

解体等工事現場で発生する廃棄物の処理等について

(講演:埼玉県産業廃棄物指導課)

フロン排出抑制法について

(講演:埼玉県大気環境課)

形式

動画配信形式

YouTubeによる限定公開

令和6年11月1日(金)から公開



埼玉県マスコット  
「コバトン」

申込

電子申請で

お申し込みください

## 申込方法

- ① 二次元コード または URLから  
電子申請・届出サービスへアクセス
- ② 利用者ログインを行ってください  
(利用者登録せずに申込可能です)
- ③ 手続き説明を確認し、同意後に  
申込に「同意する」を選択してください
- ④ 必要事項を入力し、「確認へ進む」を選択後に、  
申込確認を行い「申込む」を選択し申込完了です  
(完了メールが返信されます)
- ⑤ メールに記載の視聴方法を御確認してください  
動画視聴に必要なパスワードが送付されています

右側の二次元コード または  
下記のURLからお願いします



共催

埼玉労働局・さいたま市・川越市・越谷市・川口市・所沢市  
熊谷市・春日部市・草加市・上尾市・久喜市・埼玉県

お問合せ先

埼玉県環境部大気環境課 規制・化学物質担当

☎ 048-830-3058    ✉ a3050-02@pref.saitama.lg.jp

ホームページ: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/kennminn-jouhou.html>

